

臨時学校休業の再延長について

令和2年4月30日

佐野市教育委員会

政府による「緊急事態宣言」が延長される見通しとなりました。そこで、これまで同様に予防対策に万全を期す必要があることから、現在実施している佐野市内全小中義務教育学校の臨時学校休業の期間を再度延長します。

1 延長期間について

令和2年5月31日まで延長し、学校再開は6月1日からとします。

2 臨時学校休業期間中の学習について

- (1) 5月からの家庭学習については、始業式や入学式で配布された新しい教科書を使った予習型の学習課題に取り組みます。
- (2) 一日の学習のタイムスケジュールや一週間の学習予定を作成し、計画的に家庭学習を進めるようお願いいたします。
- (3) 5月2日から、栃木県教育委員会が作成した学習番組が、とちぎテレビで放映されますので、ぜひ視聴するようお子様にご指導ください。
- (4) 佐野市教育センターからも、随時、学習教材などを配信する予定です。

【佐野市教育センター：<http://www.schoolnet-sano.ed.jp/kyoiku-c/>】

3 児童生徒の休業中の過ごし方について

- (1) 児童生徒は、自宅で過ごすようにし、不要不急の外出をしないようにする。
- (2) 児童生徒は、マスクの着用、体温の確認、こまめな手洗い、手指消毒など、感染症予防対策に努める。

4 登校日について

児童生徒の生活リズムを整えることや、家庭学習の進捗状況等を確認するため、週1回の登校日を設けます。

学年別や町内別など、分散登校を基本とし、日程は午前中短時間とします。また、給食はありません。

【登校日の期日】

- (1回目) 5月7日(木)又は8日(金)のいずれか1回
- (2回目) 5月13日(水)、14日(木)、15日(金)のいずれか1回
- (3回目) 5月20日(水)、21日(木)、22日(金)のいずれか1回

(4回目) 5月27日(水)、28日(木)、29日(金)のいずれか1回

※詳しくは、各学校からの連絡でご確認ください。

【登校日についての留意事項】

- ・学校では、可能な限り3密(密集、密閉、密接)を避けるよう感染症予防対策を十分行います。
例) 机は前向き、横に並べず一列並び、会話は距離を保つ 等
- ・マスクの着用を必須とします。マスクの色の指定はありません。
- ・ご家庭で朝の検温を確実に実施していただき、発熱がある場合や気分がすぐれない場合は、登校を見合わせてください。

5 休業期間の学校における児童預かりについて

やむを得ない場合は、期間中の学校におけるお子様の預かりは引き続き実施します。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けて大変重要な時期で、政府からは、人との接触機会を大幅に減らすことが求められています。

つきましては、臨時学校休業の趣旨を御理解いただき、可能な限り、お子様は学校での預かりではなく、自宅で過ごすようご協力をお願いいたします。

なお、お子様の学校預かりを一律に中止するものではないことを申し添えます。

6 夏休みの短縮について

授業時数を確保するため、夏休みを短縮します。

令和2年8月1日から8月29日まで(授業再開は8月31日から)

7 学校給食費について

学校給食費は、年間総額を夏季休業期間を除く11か月で均等割した額を毎月の学校給食費として、納めていただいております。

口座引き落とし手続きの関係から、4月、5月分については、全額引き落としとなっておりますが、今後は以下のとおりとさせていただきます。

6月：給食費はいただきません。

7月以降：改めて通知します。

8 その他

(1) 児童生徒及び教職員で感染者が確認された場合は、本人の同意があることを前提に、学校名を公表することになります。ただし、感染者の氏名が公表されることはありません。

(2) 状況の変化に応じ、対応は随時見直されます。佐野市教育委員会及び学校からのメールや、市教育センター及び学校のホームページを随時ご確認ください。